

②第 8 次医療計画の中間見直しについて

第8次医療計画の中間見直し方針について

- 医療計画は、国の定める基本指針及び作成指針に沿って、**地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定するもの**であり、**本県では**、主要な疾病・事業ごとに設置した検討部会や保健医療対策協議会での協議を経て、**令和6年3月に第8次愛媛県地域保健医療計画を策定（計画期間：令和6～11年度）**している。
- 第8次計画については、医療法第30条の6に基づき、**在宅医療、外来医療及び医師確保に関する事項を3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて変更することとされている**ほか、令和8年4月、**病床数適正化緊急支援事業により削減された病床について基準病床数から削減**するよう国から求められたことから、今年度これらの見直しを併せて行うもの。

見直し方針

見直し事項	見直し方針
一般・療養病床の基準病床数	基準病床数の見直し
在宅医療に関する事項 外来医療に関する事項 医師確保に関する事項	国が示す策定ガイドライン等を踏まえて必要な事項の見直しを検討

保健医療計画

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 保健医療の現状
- 第3章 保健医療圏の設定と病床の整備
(二次医療圏の設定、基準病床数の算定 等)
- 第4章 医療提供体制の現状、目標及び整備方針
(5 疾病、6 事業、在宅医療 等)
- 第5章 外来医療
- 第6章 医師の確保
- 第7章 薬剤師の確保
- 第8章 医療従事者の確保
- 第9章 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組み
- 第10章 健康危機管理体制の構築
- 第11章 健康保険体制の整備
- 第12章 地域医療構想
(構想区域の設定、必要病床数、取組方針 等)

中間見直しの全体スケジュール

